

# すおろ大島

広報

～私たちの たのしい すみだい いきたい島～



3 月号

2025(令和7)年  
No.246

ひな祭り ～健やかな成長を願って～



# 役場の組織・機構が変わります

優先的に取り組むべき施策や多様化する行政課題に対応し、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、役場の組織・機構を令和7年4月1日から次のとおり変更します。

※変更のある課のみ記載（新設・変更箇所太字）

## 総務部／大島庁舎（大字小松 126 番地 2）

- 政策企画課地域振興班所管の離島航路業務を、産業建設環境部内に新設する「地域交通課地域交通班」に移管します。

課名	班名	業務内容および変更	TEL	FAX	設置階
政策企画課	地域振興班	離島航路に関する業務を地域交通課地域交通班に移管。その他変更なし	74-1007	74-1015	1階
	広報情報統計班	変更なし			
	DX推進班	変更なし			

## 産業建設環境部／久賀庁舎（大字久賀 5134 番地）

- 「地域交通課」を新設し、同課に「地域交通班」を設置します。  
生活交通体系に関する業務および離島航路に関する業務を行います。
- 商工観光課商工観光班所管の地域公共交通業務を「地域交通課地域交通班」に移管します。
- 農林水産課担い手支援センターを1階から2階に移転します。

課名	班名	業務内容および変更	TEL	FAX	設置階
地域交通課	地域交通班	地域公共交通に関する業務、離島航路に関する業務	79-1015	79-1020	1階
商工観光課	商工観光班	地域公共交通に関する業務を地域交通課地域交通班に移管。その他変更なし	79-1003	79-1021	2階
	体験交流推進班	変更なし			
	公共施設管理班	変更なし			
農林水産課	農林水産振興班	変更なし	79-1002	79-1021	2階
	有害鳥獣対策班	変更なし			
	担い手支援センター	変更なし	79-1007	79-1021	2階

## 健康福祉部／日良居庁舎（大字土居 1325 番地 1）

- 健康増進課健康づくり班所管の子育て世代包括支援センター・母子保健業務を、福祉課内に新設する「こども家庭班（こども家庭センター）」に移管します。

課名	班名	業務の内容および変更	TEL	FAX	設置階
健康増進課	健康づくり班	子育て世代包括支援センター・母子保健業務を福祉課こども家庭班に移管。その他変更なし	73-5504	73-0090	1階
	医療保険班	変更なし	73-5502		

## 健康福祉部／たちばなケアプラザ（大字西安下庄 3920 番地 21）

- 福祉課内に「こども家庭班（こども家庭センター）」を新設します。
- 福祉課生活支援班の直通電話を新設します。

課名	班名	業務内容および変更	TEL	FAX	設置階
福祉課	こども家庭班 （こども家庭センター）	子育て世代包括支援業務、母子保健に関する業務、妊婦・乳幼児健康診査に関する業務、児童福祉に関する業務、児童手当・児童扶養手当等に関する業務、母子および父子ならびに寡婦に関する業務、家庭児童相談室に関する業務	77-5508	77-5111	1階
	民生福祉班	児童福祉業務、母子および父子ならびに寡婦に関する業務をこども家庭班に移管。その他変更なし	77-5505		
	生活支援班	変更なし	77-5509		

## 下水道部／久賀東庁舎（大字久賀 4799 番地 1）

- 部の名称を上下水道部から「下水道部」に改称します。  
柳井広域における水道事業の経営統合に伴い、町の組織は下水道事業のみとなります。
- 下水道課内に「管理班」を新設します。

課名	班名	業務の内容および変更	TEL	FAX	設置階
下水道課	下水道班	下水道事業会計の経理に関する業務を管理班に移管。その他変更なし	79-1014	79-1013	1・2階
	管理班	下水道事業会計の経理に関する業務			

## その他

※水道事業は、令和7年4月1日から、柳井地域広域水道企業団に統合されます。

- ・水道の休止・開栓依頼、料金等に関する問い合わせ ☎ 0820-25-1600（お客様センター）
- ・その他水道事業に関する問い合わせ ☎ 0820-25-0255（柳井地域広域水道企業団）  
（令和7年3月末まで／町水道課 ☎ 0820-79-1011）

※久美保育所を、令和7年3月31日をもって廃止します。

問い合わせ 総務課 人事行政班 ☎ 0820-74-1000

### 野焼きはやめましょう

廃棄物の野焼き（野外焼却）については、廃棄物処理基準を満たしていない小型（簡易）焼却炉、ドラム缶やプロック等での簡易焼却装置などでの焼却を含め、法律で禁止されています。野焼きをした人は、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられる場合があります。家庭ごみは野焼きをせず、分別してごみの収集場所へ出してください。

ただし、例外としては次のものなどがあります。

○どんど焼きなどの風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

○農業者が行う稲わら等の焼却など、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。（廃ビニールの焼却は含まれません）

○たき火を行う際の木くず等の焼却など、臭いや煙が近所の迷惑にならない程度に少量で行われる廃棄物の焼却。  
※例外にあたる場合でも、プラスチック類の焼却や苦情がでる焼却はできません。

問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班  
☎ 0820 (79) 1012

# 周防大島町選挙管理委員会会計年度任用職員を募集します

令和7年度中における選挙事務補助に従事する会計年度任用職員を募集します。

## 募集職種・任用条件等

- ・任用形態：パートタイム会計年度任用職員
- ・職種：一般事務
- ・任用条件等：報酬…時給1,130円  
：手当等…交通費（通勤手当相当額）、時間外勤務に係る報酬など  
：※「衆議院議員総選挙等」については、令和7年度中に解散総選挙または補欠選挙が執行された場合に任用します。
- ・勤務種別等

No.	職務内容	任用予定期間	勤務場所	勤務日数・時間	採用予定人数
1	事務局業務補助	・参議院議員通常選挙 5月～7月 ・山口県知事選挙 12月～2月 ・衆議院議員総選挙等 選挙執行日の1カ月前～3週間後	・選挙管理委員会事務局 (大島庁舎内)	週2～4日 程度 6時間/日	1人
2	期日前投票事務補助1 (投票日前後の諸準備 ・片付け含む)	・参議院議員通常選挙(7月) ・山口県知事選挙(1月～2月) ・衆議院議員総選挙等(随時) 選挙執行日の5日前～5日後	・久賀総合支所(久賀庁舎内) ・橘総合支所(橘庁舎内)	左記の内 指定する日 8時間/日	各1人
3	期日前投票事務補助2 (投票日前の諸準備含む)	・参議院議員通常選挙(7月) ・山口県知事選挙(1月～2月) ・衆議院議員総選挙等(随時) 選挙執行日の4日前～1日前	・東和総合支所(東和庁舎内) または東和総合センター		若干名
4	期日前投票事務補助3 (投票事務のみ)	・参議院議員通常選挙(7月) ・山口県知事選挙(1月～2月) 選挙執行日の16日前～1日前 ・衆議院議員総選挙等(随時) 公示日の翌日～選挙執行日の前日	・大島総合支所(大島庁舎内)		
5	期日前投票事務補助4 (投票事務のみ)	・参議院議員通常選挙(7月) ・山口県知事選挙(1月～2月) ・衆議院議員総選挙等(随時) 選挙執行日の3日前～1日前	・久賀総合支所(久賀庁舎内) ・橘総合支所(橘庁舎内) ・東和総合支所(東和庁舎内) または東和総合センター		

## 登録受付期間

- ・選挙管理委員会事務局補助…4月4日(金)まで
- ・期日前投票事務補助…5月23日(金)まで
- ※登録受付期間内に衆議院の解散があった場合は、解散の日を期間の終期とします。

## 登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「令和7年度 周防大島町選挙管理委員会会計年度任用職員 登録申込書請求」と朱書きした封筒に、110円切手を貼った返信用封筒(申込者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封のうえ、請求してください。

## 申し込み方法

登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を貼付け)を登録受付期間内に、郵送または直接お届けください。郵送の場合は、「会計年度任用職員登録申込書在中」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。(できるだけ簡易書留で郵送してください)

※登録受付期間内に衆議院の解散があった場合は、解散の日を申込期限とします。

面接 別途通知します。

## 申し込み・問い合わせ

〒742-2192 周防大島町小松126-2  
周防大島町選挙管理委員会事務局(総務課内)  
☎0820-74-1000



# 狂犬病予防注射を行います

犬の飼い主には、犬の登録（生涯1回）と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。

## 【狂犬病予防接種】

対象 生後91日以上の犬

### 日時・場所

下表のとおり（どの会場でも受けることができます）

料金（1頭あたり）

3,050円（予防注射代 2,500円／注射済票 550円）

### 注意事項

- ☞ 料金および飼い主へお届けする通知書をご持参ください。（通知書内の太枠で囲っている問診欄を必ずご記入ください）
- ☞ 犬が暴れて注射ができない場合がありますので、その犬に慣れた人が連れて来てください。
- ☞ 料金はつり銭のないようご準備ください。

## 【犬の登録】

○ 飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

○ 新しく犬を飼い始めた人、まだ登録が済んでいない犬を飼っている人は、注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

※ 接種会場での登録は行いません。



4月16日(水)	8:55~9:05	家房停留所
	9:10~9:20	出井停留所
	9:25~9:30	津海木消防機庫
	9:35~9:45	沖浦出張所
	9:50~9:55	横見集荷場前
	10:00~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	大島集荷場（小松）
	11:00~11:10	志駄岸神社駐車場
	11:15~11:25	小松港
	11:40~11:43	奥畑停留所
	11:50~11:55	旧神領停留所
	12:00~12:05	旧屋代小学校入口
12:10~12:30	大島庁舎前公園	

4月17日(木)	9:05~9:15	三蒲寺家橋
	9:20~9:40	蒲野出張所
	9:45~9:50	西の郷浜老人憩いの家
	9:55~10:05	棕野出張所
	10:15~11:00	農業者健康管理センター（久賀）
	12:00~12:15	樽見渡船待合所
	12:30~12:35	江ノ浦渡船待合所

4月18日(金)	8:50~8:55	秋集荷場跡地
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:25	庄集荷場前
	9:30~9:35	三ツ松区民会館
	9:40~10:00	橋庁舎
	10:05~10:15	原区民会館
	10:20~10:30	安高米穀店横
	10:35~10:40	鹿家集荷場前
	10:45~11:00	油良集荷場前
	11:10~11:15	長浜集荷場跡地
	11:20~11:30	日前郷集荷場跡地
	11:35~11:50	日良居庁舎

4月21日(月)	8:50~8:55	馬ヶ原集荷場跡地
	9:05~9:10	油宇集会施設
	9:15~9:25	油田出張所
	9:30~9:35	小伊保田公民館前
	9:45~9:55	和田出張所
	10:00~10:05	内入集荷場跡地
	10:10~10:15	小泊集荷場跡地
	10:20~10:25	和佐公民館※
	10:35~10:55	東和総合センター
	11:10~11:15	佐連会館
	11:40~11:50	白木出張所
	11:55~12:00	船越集荷場跡地
	12:05~12:15	西方選果場跡地

※ 旧和佐公民館ではありません。

※ 「伊崎集荷場前」会場は廃止します。

問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班  
☎ 0820-79-1012



## 重度の障害のある人へ

### 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

#### 特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に著しく重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

- (1) 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- (2) 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- (3) 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

#### 障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、

次のいずれかに該当する子ども

- (1) 重度の障害が一つ以上ある
- (2) 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

#### 特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- ◆1級に該当する子ども
  - (1) 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※<sup>2</sup>
  - (2) 療育手帳の障害の程度がA
- ◆2級に該当する子ども
  - (1) 身体障害者手帳3級または4級の一部※<sup>3</sup>
  - (2) 療育手帳の障害の程度がB

※<sup>2</sup> 下肢障害において、両足首から欠くもの

※<sup>3</sup> 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

#### 【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	29,590円
障害児福祉手当	16,100円
特別児童扶養手当	1級 56,800円
	2級 37,830円

◎ 手当には支給制限があります

- ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・ 社会福祉施設に入所しているとき
- ・ 3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定には審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

福祉課 民生福祉班  
 0820(77)5505

## 周防大島町成年後見支援センターをご存じですか？

成年後見支援センターは、認知症や障害がある人が安心して生活ができるように、成年後見制度の利用に関する相談をお受けする機関です。

ご自身で財産管理が難しくなった人、訪問販売などで不要な契約をしないか心配なご家族、制度を利用したいが手続きがわからない人など、身近な相談窓口としてお気軽にご相談ください。

#### 【成年後見制度とは？】

認知症や知的障害、精神障害などによって、日常生活を送るうえで判断が十分にできない状態になった人の財産や権利を守る制度です。

#### 【相談】

窓口	連絡先	
福祉課 民生福祉班	0820-77-5505	
介護保険課 地域包括支援センター	0820-73-5506	
周防大島町社会福祉協議会	久賀地域福祉活動センター	0820-72-1102
	大島地域福祉活動センター	0820-74-3305
	東和・橘地域福祉活動センター	0820-77-0190
	本所	0820-74-2948

# 農業者年金に加入しませんか？

農業に従事されている人は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できるようになっています。少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます。

終身年金で80歳までの保証付きます

農業者老齢年金は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択（65歳から75歳）することができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税の特例が用意されています  
支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の人であれば公的年金等の合計額が110万円までは非課税となります。認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている人やその人と家族経営

協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ A かな農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

問い合わせ

・周防大島町農業委員会  
（農林水産課）

☎ 0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎ 03（5919）0332

🌐 <https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

## マイナンバーカード時間外交付のご案内（事前予約制）

マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた人で、開庁時間内に窓口へお越しいただけない人に、時間外の受取窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。

交付日時（上半期）

曜日・時間	日にち
毎月第2日曜日 午前9時～正午	4月13日、5月11日、6月8日、7月13日、 8月10日、9月14日
毎月第3水曜日 午後5時30分～6時45分	4月16日、5月21日、6月18日、7月16日、 8月20日、9月17日
毎月第4火曜日 午後5時30分～6時45分	4月22日、5月27日、6月24日、7月22日、 8月26日



交付場所 大島庁舎 大島総合支所窓口

お持ちいただくもの 交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）、本人確認書類

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※受取希望日の3開庁日前までに予約をお願いします。

予約連絡先 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820-74-1010

## 高額医療・高額介護合算療養費制度について

～申請はお済みですか？～

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。令和5年8月1日から令和6年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしていますので、早めに申請をしてください。

なお、次の(1)、(2)に該当する人は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認できないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

- (1) 令和5年8月から令和6年7月の間に住所を変更された人（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された人、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された人）
  - (2) 他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した人
- これらに該当する人は、支

給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医療保険の窓口で自己負担額証明書を入手のうえ申請してください。ただし、申請しても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入している人は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

### 支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担限度額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している人との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します）

### 申請先

令和6年7月31日時点で加入していた医療保険

## 後期高齢者医療保険料の年金天引き4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する人は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- (1) 本年2月に年金から天引きされた人
- (2) 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の人（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※(1)、(2)に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆年金から天引きとなる人でも、口座振替による納付に変更することができません。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されません。希望される人は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課（医療保険班または各総合支所・出張所の窓口）で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります）



## 人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

### 常設人権相談所

法務局では毎日（休日を除く）人権相談に応じています。山口地方法務局 岩国支局（岩国市錦見一丁目16-35） ☎ 0827-43-1125 〈平日8:30～17:15〉

### 特設人権相談所（令和7年度計画）

町内で毎月1回1会場（9:30～11:30）にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開設されています。（※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります）

- ・久賀総合センター  
4月4日(金)、8月1日(金)、12月5日(金)
  - ・大島庁舎  
5月2日(金)、9月5日(金)、1月9日(金)
  - ・橋総合センター  
6月6日(金)、10月3日(金)、2月6日(金)
  - ・東和総合センター  
7月4日(金)、11月7日(金)、3月6日(金)
- 問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505

## 周防大島ウルトラマラニック 2025

瀬戸内のハワイ「周防大島」をピクニック感覚で走るランニングイベントを開催します。エイドステーションでは、島のグルメでランナーをもてなします。

日時 4月20日(日)

午前5時～午後9時30分（予定）

スタート・ゴール 片添ヶ浜オートキャンプ場  
申し込み方法

3月31日(月)までに大会公式サイトからお申し込みください。また、ボランティアスタッフや沿道からの応援も大歓迎です。詳細についても、大会公式サイトをご確認ください。

問い合わせ

周防大島ウルトラマラニック実行委員会

☎ 080-6307-8809（豊饒）



公式サイトへ



安心のあるまち

## 防災行政無線

### 戸別受信機の電池切れ

戸別受信機には停電を想定して、乾電池が入っています。

乾電池の残量が少なくなると、放送終了後に赤色の表示ランプが点滅し、「プッ、プッ、プッ」と警音音が鳴ります。災害時の停電で避難情報を聞くことができずに避難が遅れてしまった、という例が多いことから、電池切れを確実にお知らせするために赤ランプの点滅と音で知らせるようになっていきます。

### 音を止める

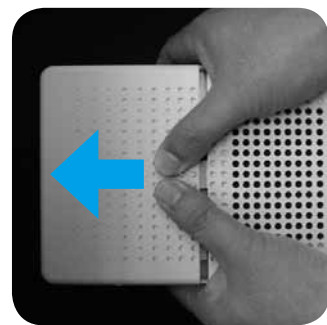
「緊急音量解除」のボタンを押すと、一時的に警告音を止めることができます。放送を受信すると再び警告音が鳴ります。



押すと一時的に音が止まります

### 電池の交換方法

受信機の右側面の電源スイッチを切って、前面のふたを開けます。



▲中央の「OPEN」の部分強く押して矢印の方向へスライドさせます。

▼単2の電池（アルカリ電池推奨）が4本必要です。



電池の交換が終わったら元に戻し、コンセントなどを確認して電源スイッチを入れます。赤色のランプが消えて緑色のランプが点灯していれば電池交換の終了です。

なお、転居・転出によって設置場所に住んでいる世帯がなくなる際は戸別受信機を町へご返却ください。新居に戸別受信機が設置されていない場合は、総合支所等に備えてある「戸別受信機貸与申請書」をご提出ください。

☎ 0820(74) 1007

## 弘法大師と島四国

周防大島町文化財保護審議会委員 光田 伸幸

町内の寺院の宗派を見ると、現在では違う宗派だが往古は真言宗であった寺院が多くあり、真言宗の開祖空海（弘法大師）にまつわる伝承が各地に残っている。弘法大師は唐から帰国の途上周防大島に立ち寄り修行のため歩かれたと伝えられ、西向寺（現西長寺）や松尾寺、普門寺（帶石観音）などは弘法大師開基と伝えられている。立岩海岸では弘法大師が杖を立てたところから清水が湧き出たという杖の水、沖家室では満潮時には海中に湧く弘法清水の伝承がある。

民衆による四国八十八カ所遍路（本四国）が始まったのは江戸時代で、椋野の中務茂兵衛は弘化四年（1847）、19歳で四国に渡り、帰ることなく76歳で亡くなるまで本四国を280回巡拝し、各地に270余基の道標を建立した。本四国は全長1500キロ近くあり、周防大島からは松山付近の札所七カ所をめぐる七カ所参りに出かける人もいた。



第十二番清水庵 巡礼の様子

淡路島や小豆島ではすでに江戸時代に本四国になぞらえた移し霊場（島四国）が開かれていたが、周防大島では明治22年（1889）、周南霊場（現大島霊場）として開設された。西長寺の佐々木純圓住職が、幕長戦争での島内犠牲者の慰霊や廃寺となった寺々の復興などもめざし発願したもので、西長寺を第十九番根本道場と定め、西安下庄の快念寺を第一番として時計回りに巡り、東安下庄の第八十八番薬師寺で結願する約163キロの行程である。徒歩で5

6日かけての遍路旅が広まり、お接待や善根宿（無料宿泊）の提供が行われるようになった。昭和初期までは、島内はもとより山口県東部からも多くの参拝者があったという。現在は善根宿の風習もなくなり車での巡礼がほとんどで、島外からの巡礼者は西三浦の第四番遍照庵から右回りに小松の第三十九番大松寺まで巡ることが多い。

## こんにちは！食推です。

周防大島町食生活改善推進協議会 橘支部 中原 洋子

土居料理教室の参加者を対象に高齢期のフレイル予防講座を実施しました。

最初に、フレイルとは健康な状態から要介護に移行する時期で、筋力や活動、食欲が低下し、病気やけがが多くなり虚弱な状態になることやフレイルを予防するためには食生活（しっかり栄養をとる）、運動（積極的に体を動かす）、社会参加（趣味や地域活動に参加する）の3つのポイントが大切であると伝えました。

調理実習は、食推の研修会で習った鶏肉とかぼちゃの甘酢あん、小松菜とツナの煮びたし、さつまいものポタージュなどの献立を男性参加者が上手な包丁さばきで材料を切ったり、味つけしたりと手際よく調理されていました。会食のときに「土居料理教室

に行くことが楽しみで生きがいだよ。参加することでフレイル予防になっているね」という声が聞かれ、嬉しいとともにやりがいを感じました。これからも地域の方々が元気で過ごすことができるよう活動していきたいと思います。



## 周防大島町で農業をはじめませんか?

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島町で農業を営むこと、援農作業を希望する人を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

対象者 (次のいずれかに該当する人)

- ・ 将来周防大島町で農業を営むことを希望する人
- ・ 援農作業を希望する人

応募期限 4月10日(木) (※先着順)

申し込み・問い合わせ

周防大島担い手支援センター ☎ 0820-79-1007

### 周防大島みかんいきいき営農塾

#### ◎みかん専門コース

募集人数 38人 / 参加費 8,000円

受講期間 5月～令和8年4月(全14回)

会場 柑きつ振興センター他

研修内容 みかん栽培、農薬の使い方、生産から流通の仕組み等

### J A生き活き帰農塾

#### ◎野菜の栽培入門コース

募集人数 20人 / 参加費 8,000円

受講期間 4月～令和8年3月(全16回)

会場 J A山口県久賀支所他

研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎、農薬散布方法、農機具の扱い方等

## お大師堂めぐり歩け歩け大会



四国遍路の約10分の1スケールといわれる周防大島の「島へんろ」は、明治時代に周防大島の景勝の中に八十八のお札所が開かれ、以来100年以上に渡って人々の心にやすらぎをもたらすと言われ、現在も人気のご当地遍路となっています。

この「島へんろ」をより盛り上げようと30年以上前に始まったのが、毎年4月29日に開催されている「お大師堂めぐり歩け歩け大会」です。「お大師堂めぐり歩け歩け大会」は、地図を片手に屋代川沿いに点在する14カ所のお札所をめぐってご朱印を集めるウォーキングイベントで、毎年多くの人にご参加いただいています。

「お大師堂めぐり歩け歩け大会」「サタフラ」「紅白餅合戦」のように観光協会が主催するイベントの多くは屋外での開催となっています。雨天時に備えてどのイベントでも代替会場の準備をしていますが、これまで開催してきたイベントでの盛り上がり方を見ても、やはり青空のもとで開催する方が、より盛り上がることは間違いありません。

しかしながら、いつも晴天に恵まれるとは限らないため、観光協会では天候に左右されないインドアで開催するイベントや、雨だからこそ楽しめる

アクティビティなどにもチャレンジしてきましたが、今後は、周防大島ならではの島時間を楽しめるイベントを提案していくことが求められていると考えています。

島時間を楽しむことができる「お大師堂めぐり歩け歩け大会」は、ここ3年間連続で雨天での開催となっていますが、今年こそは天候に恵まれるよう観光協会の事務所にたくさんのてるてる坊主を吊るしておこうと思います。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

# 周防大島町の話題



▲防災ヘリコプター「きらら」による救助訓練の様子

## 消防防災ヘリコプター防災訓練

2月13日、柳井地区広域消防組合と山口県消防防災ヘリコプター「きらら」による連携訓練が屋代ダムにおいて実施されました。

これは、防災ヘリコプターとの災害発生時における連携強化を図ることを目的に実施されたもので、訓練には柳井地区広域消防組合と消防防災航空隊から35人が参加しました。

当日は、防災ヘリコプターの要請からはじまり、到着した機体の誘導訓練を実施。到着後は、防災ヘリコプターによる消防資機材の物資投入や吊り上げ救助訓練、ホバリング中の防災ヘリコプターの消火バケツへの給水訓練や、屋代ダムへの空中散水訓練などが行われ、空と陸との連携を確認しました。

## 「体力つくりとふれあい」久賀駅伝大会

2月16日、冬の体力つくりとふれあいを目的に、第44回目となる久賀駅伝大会が久賀庁舎前をスタート・ゴールに開催されました。

大会は、久賀の街並みを1チーム5人で周回するコースで行われ、5区間4.5キロの小学生の部に11チーム、5区間5.5キロの一般の部に12チームの参加がありました。

参加した皆さんは、沿道からの温かい声援を受けながら、ゴールまで走り抜けました。



▲タスキをつなぐ選手



▲「大雨の時などは情報に敏感になってほしい、空振りと思わず実際に避難行動を取ってほしい」と話す堀田氏

## 防災情報に敏感に

2月24日、「近年の異常気象と防災情報について」と題して、下関地方気象台 防災管理官 堀田幸男氏による防災講演会が山口県大島防災センターで行われました。

講演の中では、地球温暖化と近年の雨の降り方、実際に起こった大雨の被害などについての話があり、こういったことが危ないのかという地域の災害リスクを知ることや、災害から身を守るための知識を持つことの大切さなどについて話がありました。

# しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.144

## 腎臓と血圧管理

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

毎年3月の第2木曜日は“世界腎臓デー”です。この機会に腎臓について考えてみませんか？

腎臓は、腰のあたりに左右一つずつある小さな臓器です。血液をろ過して体に必要なものを再吸収し、老廃物や塩分を尿として排出します。また血圧の調整やカルシウムの吸収を助け、骨を丈夫に保つなど、私たちが生きていく上で重要な働きをしています。こうした働きは、加齢によって少しずつ低下しますが、そこに高血圧が続くと細い血管に過剰な負担がかかり、慢性腎臓病の原因にもなるといわれています。

慢性腎臓病は、初期にはほとんど自覚症状がないため、だるさやむくみ、息切れなどの症状に気づいたときには進行していることが多く、心筋梗塞や脳卒中の危険性が増したり、腎不全によって透析治療や腎臓移植が必要になることがあります。

早期発見のためにも、年に1回健診を受けることが大事です。本町の令和5年度国保特定健診の結果をみると、腎機能が低下している人（eGFR60未満）は、約

3割と多い状況です。健診を受けた人は、ぜひ健診結果を確認してみてください。

また、腎臓は一度悪化させてしまうと元に戻すことが難しいため、ちょび塩でバランスのよい食事を心がける、禁煙、適度な運動と血圧管理をすることで、腎臓の機能を守りましょう。

### ～ 腎臓の機能がわかる検査項目 ～

#### < 尿検査 >

腎機能が低下すると、本来ろ過されるはずのたんぱく質が尿にもれ出し、たんぱく尿が陽性になります。

#### < 血液検査 >

##### ・血清クレアチニン値

筋肉を動かす際に代謝されてできる老廃物で、腎機能が低下すると、尿中に排泄されず、血液中のクレアチニン値が上がります。

##### ・eGFR(推算糸球体ろ過量)

数値が低くなるほど腎臓の働きが低下しています。

## 石狩汁

## ♪ 食推おすすめレシピ ♪



今回は石狩汁を紹介します。鮭やじゃがいも、キャベツなどの野菜が入った具だくさんの味噌汁です。鮭からうまみが出ますので味噌を控えてうす味でもおいしくいただけます。ぜひ、作ってみてくださいね。

### 材 料（4人分）

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・生鮭…………… 90g     | ・キャベツ…………… 80g  |
| ・酒…………… 適量       | ・長ねぎ…………… 20g   |
| ・じゃがいも…………… 150g | ・だし汁…………… 650cc |
| ・たまねぎ…………… 80g   | ・味噌…………… 大さじ2   |

### 作り方

- ①生鮭はひと口大に8等分に切り、酒を振る。
- ②じゃがいもは皮をむき、ひと口大に切る。
- ③たまねぎはうすいくし形に切る。
- ④キャベツは3センチ角に切る。
- ⑤長ねぎはななめうす切りにする。
- ⑥鍋にだし汁、②のじゃがいもを入れて煮て、③のたまねぎ・④のキャベツを加える。野菜が煮えたら、①の生鮭・⑤の長ねぎを加えて煮る。最後に味噌を溶き入れる。
- ⑦椀に⑥を盛る。

1人分の栄養素量…エネルギー 83kcal、たんぱく質 7.0g、脂質 1.4g、食物繊維 4.7mg、カルシウム 26mg、食塩相当量 1.0mg

募集

柳井地域広域水道企業  
団職員募集

職種

土木技術職（大学卒業程度）

採用予定人員 3人程度

受験資格

次のいずれかに該当する人

- (1)平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- (2)平成16年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づき大学四年制以上の大学または高等専門学校若しくは短期大学を卒業した人（卒業見込み、企業団がこれと同等の資格があると認める人を含む）

受付期間

4月7日(月)～5月8日(木)

第1次試験

6月8日(日)

午前10時～午後3時

第2次試験

場所

アクティブやない

(柳井市柳井3718・16)

採用予定日

令和8年4月1日

受験申込書請求・問い合わせ

〒742-0111

柳井市日積13854

柳井地域広域水道企業団

総務課

☎0820(28)5333

※受験申込書は企業団のホームページでも印刷できます。

※4月以降は事務所を柳井市南町一丁目10・2に移転のため、問い合わせは、☎0820(25)0255に変更します。



自衛官募集

一般幹部候補生

応募資格

【大卒程度試験】

22歳以上26歳未満の人（20歳以上22歳未満の人は、大学卒業（見込み含む）、修士課程修了者等（見込み含む）は、28歳未満の人）

【院卒者試験】

20歳以上28歳未満の人（修士課程修了者等（見込み含む）

受付期間

4月4日(金)まで

第1次試験日

4月12日(土)・13日(日)

(13日は飛行要員希望者のみ)

歯科・薬剤科幹部候補生

応募資格

専門の大学卒業（見込み含む）

20歳以上30歳未満の人（薬剤科は20歳以上28歳未満の人）

受付期間

4月4日(金)まで

第1次試験日

4月12日(土)

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22)8199

警察官採用試験および  
山口県職員採用大学卒業程度試験（やまぐち型）

試験区分

・警察官採用A試験（第1回）

・警察官採用B試験（第1回）

・山口県職員採用大学卒業程度試験（やまぐち型）

受験資格

〔警察官採用A試験（第1回）〕

- ・平成2年4月2日以降に生まれた人

- ・4年制以上の大学を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みの人

〔警察官採用B試験（第1回）〕

・平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で警察官Aに該当しない人

〔県職員採用大学卒業程度試験〕

・平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

・平成16年4月2日以降に生まれた人で、4年制以上の大学を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みの人

受付期間

・警察官（A・B）

3月3日(月)～4月10日(木)

3月3日(月)～3月23日(日)

・山口県職員

3月3日(月)～3月23日(日)

申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。詳しくは、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

・柳井警察署警務課

☎0820(23)0110

・採用フリーダイヤル

☎0120(314)290



お知らせ

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人へ

令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がJR各社の運賃割引の対象になります。すでに手帳をお持ちの人は、手帳にスタンプを押して運賃割引の項目を追加することで、割引料金を利用できます。スタンプは、各総合支所・出張所・福祉課窓口にて押させていただけますので、割引を希望される人は手帳をお持ちになって、窓口でお申し出ください。

なお、顔写真が貼付されていない手帳では割引料金での利用ができません。手帳に写真を追加するには、再交付の手続きが必要です。

※運賃割引の内容（割引区間、乗車券の種類、割引率、購入方法など）については、JR各社にお問い合わせください。

お問い合わせ（手続き関係）

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

**低所得世帯等物価高騰  
重点支援給付金**

物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）を対象に、1世帯当たり3万円の給付を予定しています。

また、給付金の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯には、児童1人当たり2万円の加算を予定しています。（こども加算）

**支給対象世帯**

令和6年12月13日（基準日）時点で周防大島町の住民基本台帳に記録のある令和6年度住民税非課税世帯（※支給対象となる可能性のある世帯に對しては、3月末までに確認書を送付予定です）

**支給額**

- ・1世帯当たり 3万円
- ・こども加算  
児童1人当たり2万円

**支給対象外**

- ・住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出により住民税均等割

が課されていない者を含む世帯

・令和6年1月2日以降に日本国外から入国した人または出生した人を世帯主とする世帯

**問い合わせ**

福祉課 民生福祉班  
☎0820(77) 5505

**就学援助費・  
就学奨励費交付申請**

**対象**

- ・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
- ・就学奨励費  
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で、就学援助を希望される人

※認定条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

**交付内容**

学用品費、修学旅行費など

**申請期限**

4月17日(木)（年度の途中でも申請の受付を行います。認定となった場合は提出した日から援助対象となります）

**申請方法**

学校教育課または各公民館へ、所定の様式により申請してください。（継続を希望される人も、改めて申請が必要です）

**申請に必要なもの**

- (1) 印鑑
- (2) 生計を同一にする世帯全員の令和6年度課税証明書（ただし、令和6年1月1日現在、町内に住所を有する人は必要ありません）
- (3) 児童扶養手当証書等の写し（該当者は必ず添付）
- (4) 振込先口座

**問い合わせ**

学校教育課 学校教育班  
☎0820(78) 2204

**固定資産課税台帳の縦覧**

あなたの資産を確認してください

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。（縦覧無料）

**縦覧期間**

4月1日(火)～5月30日(金)  
（土日祝日は除きます）

縦覧できるもの（固定資産課税台帳にかわるもの）

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

縦覧できる人、縦覧に必要なもの

- (1) 固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している人（ただし、土地のみを所有している人は、家屋の縦覧ができません。また、家屋のみを所有している人は、土地の縦覧ができません）
- ・必要なもの  
本人確認ができるもの（運転免許証等）

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

- (2) 納税者本人から委任を受けた人
- ・必要なもの  
委任状（または納税通知書等）

**問い合わせ**

税務課 課税第2班  
☎0820(74) 1008

**令和7年度  
前期危険物取扱者試験**

**試験の種類**

甲種・乙種・丙種（甲種以外は誰でも受験できます）

試験日 6月14日(土)・15日(日)

**試験会場**

県内各市（柳井市は、6月14日(土)に乙種第4類の試験）

**受験申請の手続き**

周東地区危険物安全協会または最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。電子申請もできますので、詳細は、（一財）消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

**願書受付期間**

4月4日(金)～17日(木)

**その他**

乙種第4類受験者を対象とした試験準備講習会を5月15日(木)・16日(金)に開催します。※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ**

- ・周東地区危険物安全協会  
☎0820(22) 3025
- ・柳井地区広域消防本部 予防課  
☎0820(23) 7774

**旅券（パスポート）が新しくなります**

令和7年3月24日から、偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発行が開始され、旅券（パスポート）が大きく変わります。

また、新規申請、切替申請にかかわらず全国でオンライン申請ができるようになります。

※オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。

詳しくは外務省ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

山口県旅券センター  
☎083(933)2352

**4月から盛土規制法の運用が開始されます**

盛土等による災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する区域を指定し、区域内で行われる盛土等は許可や届出の対象となります。山口県では、おおむね県内全域が規制区域に指定されます。

また、土地所有者には、盛土等が行われた土地を常時安

全に維持する努力義務が生じます。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。  
か、お問い合わせください。



お問い合わせ

山口県建築指導課  
☎083(933)3866

**催し・講座**

**陶芸作品展**

八幡生涯学習のむら陶芸館の陶芸教室受講生・シニアクラブ陶芸教室会員の作品を展示します。入場無料、先着50人に来場記念品があります。また、期間中は香炉の蓋への透かし彫り体験ができます。

開催期間

3月21日(金)～23日(日)  
午前9時～午後5時

(最終日は午後4時まで)透かし彫り体験(先着20人)

・材料代 1個1000円  
・受付時間 午後3時まで

(最終日は午後2時まで) 場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら  
☎0820(72)2601

**企画展**

**「昔の暮らしとSDGs」**

世界中のさまざまな課題を解決し、持続可能なよりよい社会を築くための目標であるSDGs。明治から昭和30年代頃の周防大島の暮らしからSDGsを考えます。

開催期間

3月23日(日)まで(入場無料)

場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら  
☎0820(72)2601

**島のくらしをおすそわけ  
〜春コース〜**

さつまいものおやつづくり体験

日時

3月25日(火)  
午後1時～4時

場所 百笑の郷(東屋代)

体験料 1500円

受入人数 5人程度

募集締め切り 3月21日(金)

豆腐づくり体験

日時

4月18日(金)  
午後1時～4時

場所 工房ふきのとう(志佐)  
体験料 1500円

受入人数 5人程度  
募集締め切り 4月4日(金)

ベーコンづくり体験

日時

5月14日(水)  
午前9時～午後3時

場所 実施者宅(東三浦)

体験料 3000円

受入人数 5人程度

募集締め切り 5月2日(金)

和風だしと

焼き肉のたれづくり体験

日時

5月27日(火)  
午後1時～4時

場所 工房ふきのとう(志佐)

体験料 1500円  
受入人数 5人程度

募集締め切り 5月16日(金)

※各コースともお申し込み多数の場合は抽選となります。また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林水産課内)  
☎0820(79)1002



**交通災害共済の加入申し込みについて  
(お詫び)**

令和7年度交通災害共済の加入申込書を各世帯へ郵送し加入受付を開始しているところですが、3枚複写のうち1枚目の印字がない方がいます。

1枚目は会員証兼領収書となりますので、加入を希望する方は、大変お手数をお掛けしますが、申込書同封の案内文に記載してあります記入の仕方に加え、1枚目をめくっていただき1枚目のみに「住所」および「加入者氏名」のご記入をお願いします。

ご迷惑をお掛けすることに対し深くお詫び申し上げます。

問い合わせ

総務課 消防防災班 ☎0820-74-1000



# 暮らしの相談 (3月21日～4月20日)

## 相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	4月4日(金)	9:30～11:30	久賀総合センター ☎ 77-5505
育児相談	3月27日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター
	4月11日(金)		たちばなケアプラザ※
	4月15日(火)		久賀福祉センター
こころの相談	4月4日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	4月7日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

## 税務相談

相談	日時	備考・問い合わせ等
個人相談 (所得税・消費税等)	毎月第2・4水曜日 9:00～16:00	○要予約 ☎ 柳井税務署 ☎ 0820-22-0277 音声案内「2」→
資産相談 (相続税・贈与・譲渡)	毎月第1・3水曜日 9:00～16:00	
法人相談 (法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)	毎月第1・3金曜日 9:00～14:00	

## 電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談 (電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども (15歳未満) の相談	# 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	# 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

**【相談】**  
スマホで動画を視聴していたら、「飲むだけで痩せる」というサプリメントの広告が表示された。興味が湧いたので、事業者のサイトに遷移し、初回お試し価格900円「定期縛りなし」と書かれたダイエツトサプリを購入した。商品到着後、納品書に次回お届け予定日の記載があり、その時、初めて定期購入だとわかった。お試しのつもりだったので解約したい。

**【アドバイス】**  
相談者が保存していた最終確認画面を確認したところ、解約の場合、お試し価格と定価の差額を支払う必要があると分かりやすく記載されていた。相談者が定価との差額を支払って1回目で解約することになった。

**【ワンポイント講座】**  
インターネット通販では、注文する際に契約条件が記載されている最終確認画面で支払総額やキャンセル条件、定期購入になっていないか等を確認しましょう。また、「定期縛りなし」や「回数縛りなし」と表示されていても定期購入の場合があるので注意が必要です。

**めざせ!**  
**かしこい消費者**

**【相談窓口】**  
柳井地区広域消費生活センター  
☎ 0820-22-2125  
山口県消費生活センター  
☎ 083-924-0999  
消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

**一回きりのつもりが定期購入だった!?**

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 3月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

### 3月25日～31日



#### 周防大島町 小中学校音楽祭

この日に向け、仲間たちと練習に励んできた「合唱」や「合奏」の成果を発表する「周防大島町 小中学校音楽祭」です。橋総合センターに響き渡った、子どもたちの美しい歌声や演奏をお楽しみください。

### 4月1日～7日



#### 島めぐり 第11話

周防大島八十八カ所と周防大島の素敵な所を紹介する番組「島めぐり」。今回は日見～志佐地区を歩き、「第18番霊場・薬師堂」や「第20番霊場・地藏堂」などをご紹介します。

### 4月8日～14日



#### 島景色～周防大島の風景を巡る～ 第44回「横見」

周防大島の何気ない日常をお届けしていく番組。今回は沖浦往還道一里塚跡やB&G海洋センターの艇庫がある横見地区を巡ります。

アイ・キャン  
ニュースダイジェスト  
～2025年3月放送分～

3月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

### 4月15日～21日



#### 民泊のススメ第77回

徳島県「そのの郷」民泊研修旅行／前編～にし阿波の昔ながらの暮らし体験～

11月に実施した「そのの郷」での民泊研修旅行に密着!! 徳島県の山間部にあるそのの郷は、民泊体験による観光地域づくりに取り組んでいます。島の受入家庭の皆さんが実際に現地の暮らしを体験。どんな気づきを得られたのでしょうか。



#### 宮本常一記念館 20周年記念講座

2024年で20周年を迎えた宮本常一記念館による記念講座です。日本離島センター調査課の森田朋有さんと、宮本常一記念館の学芸員板垣優河さんによる講演会をお届けします。

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

### 休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
3月23日(日)	正木内科医院	☎ 77-0021
3月30日(日)	橘医院	☎ 77-1000
4月6日(日)	安本医院	☎ 73-0822
4月13日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
4月20日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

### 「遺言の日」記念行事

#### 遺言・相続に関する無料電話相談

日時 4月15日(火) 10:00～16:00

形態 弁護士による電話相談

相談電話番号

☎ 083-920-8730 (当日限り)

☎ 山口県弁護士会 ☎ 083-922-0087

### 人のうごき (2月1日現在) ※増減は前月比

人口	13,495人 (-42)	増：出生 2人 転入 24人 減：死亡 46人 転出 22人
男	6,310人 (-20)	
女	7,185人 (-22)	
世帯	7,981戸 (-24)	

### 過去5年の人のうごき (各年12月31日現在)

人(戸)数	R2	R3	R4	R5	R6
人口	15,242	14,808	14,346	13,897	13,537
男	7,043	6,881	6,665	6,478	6,330
女	8,199	7,927	7,681	7,419	7,207
世帯数	8,790	8,565	8,372	8,180	8,005

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

## みかんちゃんのごみの出し方講座 ～ごみの分別について～

みんなも知っているとおり、ごみにはいろいろな種類があつて、ごみを出すときは種類ごとに分別して出すことになっているよ。実はこの分別の仕方は、市町村によって違うんだよ。ほかの町でのあたりまえが周防大島町ではいけないことだったり、周防大島町のあたりまえがほかの町では通用しなかったりするから、しっかり確認する必要があるよ。

周防大島町のごみの分別の仕方は、「ごみ分別の手引き」に詳しく載っているから、よく読んでね。「ごみ分別の手引き」は、総合支所や出張所に置いてあるから、持ってない人は取りに来てね。

ごみの分別のことでわからないことがあつた

ら、生活衛生課に聞いてみて。ていねいに教えてくれるよ！

分別が悪いと、収集できない理由が書かれた貼り紙を付けて、ごみ収集ステーションに残されるから、気を付けてね。

分別されたごみは、リサイクルされるよ。「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、ごみを正しく分別して、みんなで周防大島の環境を守りましょう！

☎生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012

